

## 第6回滝沢市空家等対策協議会 会議録

1. 会議の名称

第6回滝沢市空家等対策協議会

2. 開催日時

令和5年11月29日（水）午前10時00分から午前11時00分まで

3. 開催場所

滝沢市役所 大会議室

4. 出席委員

委員7名中6名出席・・・設置条例第7条第2項の規定に基づき、会議成立。

	区分	氏名	所属・職名	備考	出欠
1	第5条第1項第1号委員 (市民)	川村 尚雄	滝沢市自治会連合会 副会長		出
2		太野 忍	滝沢市民生児童委員連絡協議会 副会長		出
3	第5条第1項第2号委員 (法務、不動産又は建築 に関する学識経験者)	佐藤 広志	一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会 理事 (有限会社ヘイジー 代表取締役)		出
4		倉原 宗孝	公立大学法人岩手県立大学 教授	副 会 長	出
5	第5条第1項第3号委員 (関係行政機関の職員)	大星 学	岩手県盛岡広域振興局土木部 建築住宅室建築指導課長		出
6		山口 正志	盛岡地方法務局登記部門 総括登記官		出
7		長谷川 淳	滝沢消防署 警防係長		欠

5. 事務局出席者

所属・職名	氏名	備考
滝沢市長	武田 哲	協議会会長
都市整備部長	長内 司善	
都市整備部都市政策課長	佐藤 志貴	
都市整備部都市政策課 総括主査	川又 健二	
都市整備部都市政策課 主任主査	齋藤 克也	
都市整備部都市政策課 主事	田村 祐貴	
都市整備部都市政策課 技師	柳澤 みな美	

6. 傍聴人の有無  
無

7. 次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 報告
  - ア 令和5年度の空家等対策計画の実施状況について（公開）
  - イ 管理不全空家等について（公開）
- (5) 議事
 

議事録署名人は、川村 尚雄委員を指名。

  - ア 【議案第1号】滝沢市特定空家等認定マニュアルの改訂について（公開）
  - イ 【議案第2号】空家等管理活用支援法人について（公開）
  - ウ 【議案第3号】特定空家等に対する措置について（非公開）
- (6) その他
- (7) 閉会

8. 会議資料

- (1) 次第
- (2) 滝沢市空家等対策協議会委員等名簿
- (3) 資料1 報告事項 令和5年度の空家等対策計画の実施状況について
- (4) 資料1 <参考資料> 空き家に関するアンケート結果
- (5) 資料2 空き家対策総合支援事業 事業概要
- (6) 資料3 報告事項 管理不全空家等について
- (7) 資料4 協議事項 【議案第1号】特定空家等認定マニュアルの改訂について
- (8) 資料5 協議事項 【議案第2号】空家等管理活用支援法人について
- (9) 資料6 管理活用支援法人 制度概要
- (10) 資料7 協議事項 【議案第3号】特定空家等に対する措置について
- (11) 資料8-1 R5.7.18 現況調査結果（菓子）
- (12) 資料8-2 R5.7.18 現況調査結果（後）
- (13) 資料8-3 所有者等事情調査（菓子、後）
- (14) 資料8-4 R5.11.1 現況調査結果（菓子）
- (15) 資料8-5 R5.11.1 現況調査結果（後）
- (16) 参考資料1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- (17) 参考資料2 滝沢市空家等対策協議会設置条例

## 9. 質疑応答（要約要旨）

### （1）報告事項 令和5年度の空き家等対策計画の実施状況について

#### 委員

空き家所有者を対象に空き家関係パンフレットを送付したところ、とても効果的であったとのことですが、具体的には空き家所有者からどのような反応があったのか教えていただけますでしょうか。

#### 事務局員

空き家関係パンフレットの送付後、空き家所有者から管理や処分に困っているため、空き家バンクに登録したいという問い合わせが多く寄せられました。また、遠方に住んでおり自分で管理ができないため、何か方法はないかといった相談もあり、市では市シルバー人材センター及び市商工会との三者協定により、相談内容に応じて業者を紹介することで、空き家の適正管理に繋がる内容もありました。

#### 委員

市内全戸の水道閉栓調査の結果、水道が閉栓している建物が70件増加していることについて、件数が多いように感じましたが、市としてはこの結果についてどのように捉えておりますでしょうか。

#### 事務局員

水道が閉栓している建物が70件増加していることについて、令和2年度調査時点から今回の調査では3年が経過しているため、市としては想定できる範囲での増加であると認識しております。

#### 委員

市空き家バンク制度について、何件くらい登録件数が増えたのか、また、登録件数が少ないように感じますがいかがでしょうか。

#### 事務局員

現在の空き家バンク登録件数ですが、売買8件、賃貸1件の計9件が登録されている状況です。今年度当初は1件のみの登録でしたが、その後8件が追加で登録されました。やはり、空き家所有者に対して空き家関係のパンフレットを送付したことは、市空き家バンクの登録件数の増加に繋がり、効果があると実感しているところでございます。また、近隣市町の空き家バンク登録件数を調査したところ、本市の登録件数は比較的多い方だと把握しております。

#### 委員

空き家に関するアンケートは何件分実施してこの回収数になったのか、また、滝沢市在住のアンケート回答者の割合が8月のイベント時と10月イベント時で大きく異なるのは何故か、アンケートの調査方法について教えていただけますでしょうか。

#### 事務局員

アンケートの調査方法は、件数を決めて事前に配布し回収する形式ではなく、各イベントにお越しいただいた方にお声がけしてアンケートにご協力いただく形式で実施したものであるため、このような集計結果となっております。

### （2）協議事項【議案第2号】空き家管理活用支援法人について

#### 委員

市シルバー人材センター及び市商工会との三者協定では、草刈りや解体工事などについての相談は対応可能とのことですが、空き家や解体後の土地の売買については想定されていないように感じます。売買については、やはり専門的知識を有した法人の協力が必要になってくるのではないのでしょうか。

#### 事務局員

現在、空き家や解体後の土地の売買については、市空き家バンク制度の活用を空き家所有者に促しております。空き家バンクへ登録する際は、不動産業者に仲介に入っていただくことを勧めており、空き家所有者と購入希望者との間に入ってやり取りをしていただき、対応しております。

#### 委員

支援法人制度について、審査基準を定める必要があるとのことですが、事務局の考えは現状として支援法人を指定する必要はないような話が出ましたが、具体的にはどのような審査基準とするのでしょうか。

#### 事務局員

例えば、相続関係の相談などが今後増えてきた際には、専門的な知識を有する法人の協力が必要になると想定されますので、現状としては今すぐ支援法人を指定する方針ではなく、必要に応じて支援法人を指定する方針として審査基準を定めたいと考えております。

#### 事務局員

補足説明となりますが、12月に施行される法改正によって新たに制定される制度のため、今後、国から詳細について公表される予定でしたので、他市町村の動向も調査しながら審査基準を定めてまいりたいと思います。